

コロナ救済措置の継続について

2022年7月9日
東京大学教養学部学生自治会

0 前提

代替措置とは？

- 定期試験（対面）の代替となる満点100点の評価方法
 - 同時時間帯にITC-LMSを使用してオンライン試験
 - 代替レポート
など、手法は教員により異なる
- すべての教科で受験可能

0 前提

代替措置の対象者

- 陽性者（発症から10日、症状収まって3日）
- 濃厚接触者（最終接触から7日）
 - 保健所などからの正規の濃厚接触認定が必要
- 疑似症
 - 医療機関でPCR検査を受け、診断書が必要

0 前提

代替措置撤廃後＝通常の追試制度（受験資格A）

- 定期試験欠席・成績が「不可」の場合受験
 - 対象は**一部の基礎科目**のみ
 - その他の基礎科目、展開科目、総合科目、主題科目については**即落単**
 - レポート、平常点等で採点する授業においては追試験を実施しない場合も→**即落単**

（履修の手引き37頁より）

0 前提

受験資格Aの問題点

- 成績（点数）の上限が**75点**に規制される

＝優は獲れない！！

∴「**学習時間が圧倒的に長くなるから**」（学部側）

（履修の手引き37,38頁より）

0 前提

受験資格Aの対象者

- 病気、事故など不慮の事態により欠席した者
 - 公的証拠書類が必要
- 病気の診断書、交通機関の事故証明書、遅延証明書など

(履修の手引き38頁より)

1 これまでの経緯

6/6 学部がSセメ定期試験から代替措置撤廃を表明



6/13 自治会学部交渉局が措置継続を求める要望書を提出
6/29 自治委員会が措置継続を求める方針承認



7/1 学部から要望書への返答



現在 学部と協議の場を設ける方針で交渉中→拒否

2 学部からの当初の発表

【S セメスター/S2 ターム】新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合等の対応

~~代替措置を実施するかどうかについては、現在検討中です。決定次第、前期課程 HP「教務課からのお知らせ」にて周知いたします。~~

(6/6 更新) 2022 年度より原則対面授業を実施していること、進学選択を前提とした評価の公平性、昨今の社会状況等を踏まえて、本学の方針を前提に教養学部で慎重に検討した結果、2022 年度 S セメスター・S2 タームの定期試験では、新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合等の代替措置はとらないこととなりました。

については、新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合等の対応は「履修の手引き」の「IV 定期試験と成績の評価」「3.成績評価が「不可」または「欠席」となった場合」に記載されている通りとなります。

教務課が6/6に更新公開した「2022年度Sセメスター（S1/S2ターム）定期試験（本試験）の実施について」より関連部分引用。2022年7月5日最終閲覧。

http://www.c.u-tokyo.ac.jp/zenki/news/kyoumu/2022SS1S2exam_forstudents.pdf

3 学生自治会の対応

- 救済措置継続を求める要望書を作成、提出
- ビラを撒いて問題提起
- パブリックコメントを実施
- 自治委員会で救済措置継続の要求を確認

3 学生自治会の対応

学生自治会は期末試験の コロナ救済措置継続を求めます！

学生自治会学部交渉局は「新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合等の代替措置に関する要望書」を提出し、措置継続を要求しました。

措置を継続すべき2つの理由

感染・濃厚接触は本人の責任ではないのに単位剥奪は非人道的

コロナはどんなに注意しても感染しうるもの。それなのに感染の責任を学生だけに負わせ、単位を与えないのは、非人道的な措置と言わざるをえません。正直に感染報告した学生が損をする形になります。特に、留年や成績の問題で、奨学金が打ち切られるなどして、路頭に迷う学生もあり、問題は深刻です。また、感染による不利益が大きいと、感染した人・させた人への風当たりが強くなり、学生同士の差別・対立に発展するおそれがあります。コロナ感染を自業自得とみなし、学生を見捨てる姿勢は、大学としてあってはなりません。

無理を押しつけて学生が登校し感染拡大

試験の欠席は、成績に破壊的な影響を与えます。今後の進路や人生が大きく左右されるものであるがゆえに、感染・濃厚接触していても登校する学生が出てくるはず。すると、感染が拡大し、学生の健康が脅かされるほか、せっかく再開した対面授業やサークル活動が中止になりかねません。しかも、当局は「感染が疑われる場合は登校を控えてほしい」という声明を出しており、対応がそれと矛盾しています。これが失策でなくて何なのでしょう。

学生自治会学部交渉局は、随時学生の意見を募集しています。
学生生活の不満・要望は komaba@todayichikai.org まで。
また、本会HP (todayichikai.org) や公式ツイッター (@todayichikai) で活動について報告しています。不要なビラは床に捨てず、ビラ回収BOXへ。

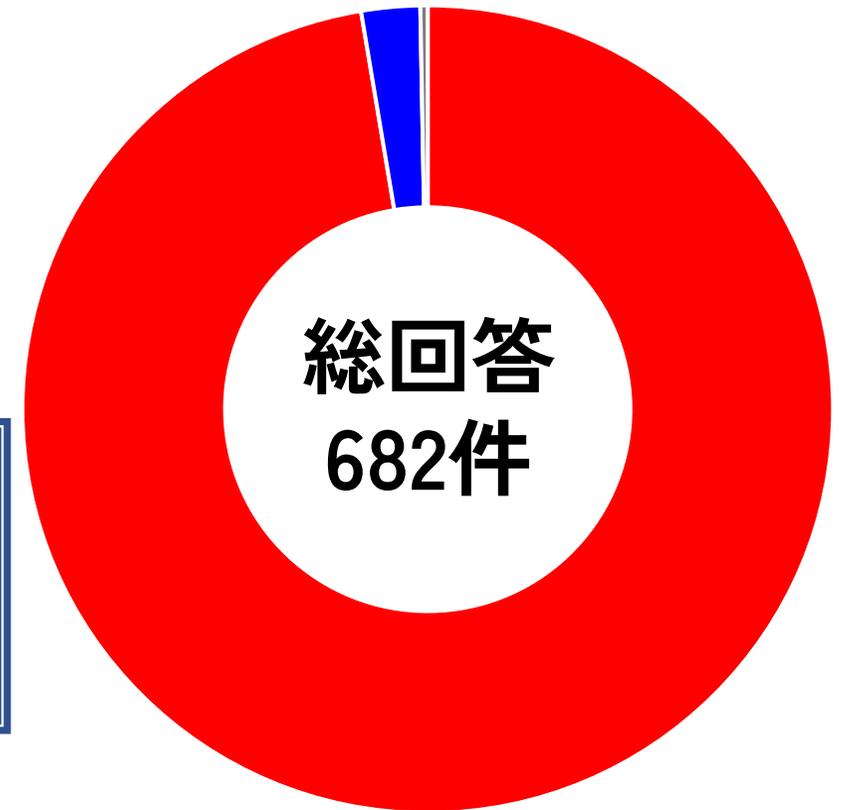
- ビラの作成、広報
- ビラの下部に掲載した考え方をもとに要望書を作成、学部に提出

3 学生自治会の対応

パブリックコメントの実施

- コロナ救済措置存続への賛否
- 94.7%が賛成

救済措置撤廃は明らかに学生の意思に反する



4 学部の反応

7/1に要望書に対して回答

- 結論＝救済措置撤廃は維持
 - 救済措置は「周囲に感染させるリスクがある学生が無理に対面試験を受験させないようにする」措置
 - 虚偽申請があり信頼性に欠ける
 - 他の病気との公平性が保てない
 - 対面試験はあまり感染リスクが高くない

4 学部の反応

信頼性が担保できない

- 罹患者は診断書が出れば問題ない
- 濃厚接触者は書類が出ず、自己申告に依存
- 虚偽申請が実際に発生

公平性が担保できない

- コロナ以外の病気で休んだ学生はA追試（満点75）か落単
- 進学選択を見据えると問題あり

5 学生自治会の反論

【学生自治会の3箇条】

- 1 学生自治会は、コロナ救済措置の存続を求め続けます

5 学生自治会の反論

コロナ救済措置の存続

1 代替措置の継続によってこそ公平な成績評価が可能

- 学部側は、代替措置撤廃の理由として、コロナ以外の病気に罹患した場合には代替措置を受けられず公平性が失われることを挙げる。
- しかし、代替措置を撤廃した場合、より深刻な不公平が発生。
 - ∴無症状感染者や濃厚接触者は、正直に申請したがゆえに自粛要請に従って試験を受けることができなくなる。学生側に自粛を求める以上、セットとなる相応の救済措置があってこそ「**公平な成績評価**」が成立。

5 学生自治会の反論

コロナ救済措置の存続

2 制度の改善によって虚偽申請を防止可能

- 学部側は、救済措置撤廃の理由として虚偽申請の存在を挙げるが、これは
制度の改善によって対処可能。
- 陽性者は診断書が提出可能で、虚偽申請のおそれなし。
- 濃厚接触者に対しても、より詳細な行動履歴の提出を求めることなどで解決可能。

5 学生自治会の反論

【学生自治会の3箇条】

2 学生自治会は、救済措置撤廃が一方的に決定されたことに抗議します

5 学生自治会の反論

一方的決定への抗議

- 救済措置撤廃は、学生への事前の意見調査なく、一方的。
- パブコメの結果、多くの学生が撤廃に反対しても、学部は耳を貸さない。
- 今回の決定で最も影響を受けるのは学生。
- **学生も大学の一構成員**であり、相応に意見が尊重されるべき。

5 学生自治会の反論

【学生自治会の3箇条】

3 学生自治会は、通常の追試のあり方も見直すよう長期で交渉を行います

5 学生自治会の反論

追試制度の見直し

- 現行の追試制度は、問題が山積。
 - 「学習時間が圧倒的に長い」ため上限75点。＝「優」剥奪
 - 追試は一部の科目のみ
 - 総合科目・人文科学・社会科学などは試験欠席**即落単**
- 本人にはいかんともしがたい事由によりこのような不利益を強いられている現状は不合理

6 今後の流れ

協議の場の設置要求→拒否（7/8）

- 学生側と学部側が措置について協議する場を設ける方針で調整中
- 学部側は応じるか不透明な状況
 - 「議論は尽くされた」と主張

7 最後に

学生自治会は、コロナ救済措置存続に向けて、諦めることなく交渉を続けます。

- ご意見などがあればフォームよりお知らせください。

<https://forms.gle/9e3vWmmtkRr8Cd4u6>

